

# 第 7 回 鹿 児 島 地 区 合 併 協 議 会

## 会 議 録

期日：平成 1 5 年 8 月 2 9 日（金）

場所：かごしま市民福祉プラザ 5 階 大会議室

平成15年8月29日午後2時27分開会

## 開 会

○黒木事務局次長 おそろいでございますので、ただいまから第7回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきます。

さて、会議に入ります前に、新たに委員となられた方を紹介させていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願いたいと思います。

松元町議会議員の坂口鷹様でございます。

○坂口委員 ただいまご紹介いただきました坂口でございます。どうぞよろしく願います。

○黒木事務局次長 それでは、本日の会議資料につきましてご確認をお願いいたします。

会議次第、「第7回鹿児島地区合併協議会」と表紙に書いてある資料、A4横長の資料でございますが、「議案関係資料」として第42号議案から第48号議案までの計7部、そして「水道料金比較表」と「配付資料の訂正について」、最後に本日付の鹿児島地区合併協議会名簿でございます。

おそろいでございますでしょうか。

## 会長あいさつ

○黒木事務局次長 それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長であります鹿児島市の赤崎市長がごあいさつを申し上げます。

なお、会長には、あいさつの後、議長として議事を進めさせていただきます。

○赤崎会長 皆様方、改めましてこんにちは。

第7回鹿児島地区合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれご多忙の中を当会議にご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

当協議会も回を重ねて、今回で第7回を迎えました。これまで、協議会に提案をする議案につきましては原則として持ち帰り、それぞれ協議・検討をしていただき、次回以降の協議会において再度協議を行うなど、協議会での協議にそれぞれ議会やあるいは住民の皆様方のご意見をできるだけ反映できる仕組みを取り入れてまいりまして、慎重な審議を行

ってまいりました。

また、協議会に提案をする議題につきましては、前もってそれぞれの専門部会、幹事会等で十分に協議を行う一方、当協議会におきましても真摯な協議を重ねてきておりまして、お互いに納得の上で確認ができてきておりますことは大変うれしいことだと思っております。

さて、これまでの協議会におきましては、大体スケジュールどおりに進められてきておりまして、私ども鹿児島地区の合併協議会は順調に進んでいると考えております。

また、住民の方々の納得の上に立った合併にするために、7月から8月にかけて1市5町それぞれで、合併に関する住民説明会・意見交換会等を開催をし、住民の方々に合併に関する情報提供を行うと同時に、第5回合併協議会でご決定いただきました市町村建設計画素案等に関しまして、多くの貴重なご意見をいただいております。

これらの意見を参考にしながら、ぜひすべての住民の方々に「合併してよかった」と言っていたりするような合併にしていきたいものだと考えております。

委員の皆様方のこの上とものご協力を心からお願いを申し上げまして、大変簡単でありますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

## 議 事

### 第21 - 2号議案 町名・字名の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 それでは、お手元に差し上げてあります協議会会議次第にのっとり、これから進めてまいります。

早速、3の議事に入らせていただきます。

まず、これまで継続協議となっております議案の協議に入ります。

第21 - 2号議案「町名・字名の取扱いについて」を議題といたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

この議案につきましては、前回の第6回合併協議会で提案をいたしてございまして、各委員においてご検討をいただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いいたします。

なお、これまでの協議会でもお願いしてまいりましたが、発言をされる方は、手を挙げていただきますとマイクを持ってまいりますので、お名前をおっしゃってからご発言をい

ただきたいと存じます。

どなたか、ございませんでしょうか。

○福石委員 この町名・字名については、私ども議会合併特別委員会を開きましてこの議題について審議いたしましたところ、この議題でいいということで賛成をいただいております。ただし、その後、これを採決した後に各町にゆだねるということでございますので、私どもの町といたしましては、アンケート調査をとって住民皆様のアンケート結果を尊重しながら決定をしていくことで決定をいたしました。そして、町長の方でアンケート調査をするように申し入れてあります。

以上です。

○赤崎議長 ありがとうございます。

そのほかは。

○追立委員 私の方でちょっと議長にお伺いしたいんですが、今ここに出ている3案以外に町名のこういうような形は考えられなかったのかをお尋ねいたします。

○奥山建設専門部会委員 この件につきましては、21号議案をご提案いたしまして、各町それぞれまたご意見がございまして、再度専門部会で協議をさせていただきました結果、この3案と申しますか、この案で絞らせていただいた結果でございますので、ほかにも検討はされてはありましたけれども、全体の統一ということでこの案を提案させていただいたところでございます。

○追立委員 実はですね、市の事情というのは前回にお伺いしております。しかしながら、喜入町の調査特別委員会では、この3案以外に「喜入町大字地番」、これをどうしても歴史的背景、こういうもろもろの中から通していただきたいと、この3案では納得できないというようなことで私も強く発言を求めてくれと、こういうふうに言われております。こここのところの考え方をお知らせ願えればと。

○奥山建設専門部会委員 ただいまございました、例えば「喜入町」「字」、それから「地番」という形の、例えば「鹿児島市喜入町生見何番地」という呼び方のご要望も専門部会の中ではございましたけれども、これまで鹿児島市も272町あるわけですけれども、字をつけない、いわゆる例えば「鹿児島市喜入町何番地」あるいは「鹿児島市生見町何番地」という形で統一したいということで専門部会の方で協議をいたしまして、今回の21-2号議案に修正をした形で提案を申し上げますので、ご理解いただきたいと思います。

○追立委員 今、事情説明がありました。どうしても歴史的背景、このような形の中で、「統一性」というような言い方の中で行政に支障がなぜ起こるのか、ここのところを明確にさせていただきたいというふうにいいつかっておりますので、そこもあわせて説明願えればと思います。

○赤崎議長 ちょっとお聞きしますが、歴史的背景というのは具体的にはどういうことですか。

○追立委員 「喜入」は律令国家のときから出て、歴史的地名の背景というのは1000年近くの地名を持っています、というようなことです。それともう1つは、明治維新のとき廃仏毀釈の中で、鹿児島県は新しくスタートするために歴史的背景のあるお寺さんとか神社とかというような形のところを多く失っている面もあると。一度失うと、また新たにというような形はなかなかとりにくい。ですので、住民という感情の中では、今ここのところで提案されている中ではまだまだ十分説明がされていないという意見が強いものですかからお聞きしております。

○赤崎議長 町名・字名、これは当初桜島町から非常に強いご要望があり、またそれに喜入町の方からも附随してお話がありまして、結局やはり我々としてもそのことを了として、「桜島」「喜入」というのが当初の案には入っていなかったのを、「桜島何々町」「喜入何々町」という、「桜島」あるいは「喜入」という名前を残すということで、今、21-2号ではそれを残すということを修正の骨子にして議案を出してあるわけですが、それでは不十分だということですか。

○追立委員 実はですね、喜入の場合には「喜入」という大字があります。そうしますと、「喜入町」という単独、これが残る。あとは「喜入何々」というような形になっていく。この調整のところは今のところ厳しいところがある。それから理解の把握がまだ足りていないというようなことで、今回この3案出されたこれは拒否というような形で私、仰せつかっておるものですから、このような意見を言っております。

○神戸委員 私どもは再提案されたこれを了承して持って帰りましたので、これについて、16会場とまちづくり懇話会の中で論議をしまいいりました。本町には「松元町」という大字はありませんので、そういう名前が消えるということがかなり予想されるわけですが、16会場で、将来に垣根を残さないとか、将来の子供たちのために早く一体性をつくらうという観点から、特に「松元町」を残さなければならないという意見は出なかったというふうに理解をしております。私どもとしては原案で賛成をさせていただくとい

うことで考えております。

ただ、一部には、これまでの経緯から、3の案を1地域については検討せざるを得ないのかなあと、そしてまた、2の案も若干検討しなければいけないのかなあとという部分もありますけれども、この3つの案の中でおさめようということで原案に賛成ということでご意見を申し上げます。

○赤崎議長 ありがとうございます。

追立委員の件がまだ済んでいませんが、「字喜入」というのがあるわけですか。それは、今、松元からも話がありましたように、我々の方からも3つ提案をしてありますように、例えば喜入町の「喜入」という大字があれば、「喜入本町」とか一番地元の人が納得のいくものをつけていただければ問題は解決するんじゃないかと僕は思いますが、いかがなんでしょうか。

○追立委員 それでは、この件は、私どもの方ではこの3案のほかに考えられないかということと、それから歴史的なというようなことがありましたので、ここで決めるということであれば私は反対せざるを得ないんですが。今こういう形のところで議長も提案されたようなことであれば、いま一度持ち帰って、特別調査委員会に諮って答えを出さざるを得ないのかなと、私はそういうふうに思っておりますが。

○上山（稔）委員 ただいま喜入町の方がおっしゃっていた「何々町字何番地」が一番よいわけではありましょけれども、そのことについては、先の説明の中で非常に難しいというような説明も承っているところでございます。

この町名・字名の取扱いにつきましては、これまで桜島町としてもぜひ町名を残してほしいということで強く要望しました結果、専門部会、幹事会あるいは首長会等で十分に検討された事案でございまして、再度その調整案が示されたわけでございます。その中で「桜島」という冠を新たな住居表示の選択で町の意向を尊重するという調整案でございますので、「町」が消えるということに十分なる配慮をしていただいたと理解し、本町の住民説明会や合併懇話会などでも説明をし、住民も納得していると聞いておりますので、本町としましては原案どおりの決定に特に異論はございません。

以上です。

○赤崎議長 ありがとうございました。

それでは、郡山をひとつお聞かせいただければと思いますが、郡山町。

○池山委員 この案件につきましては、5月16日の第4回協議会で提案をされまして、

この協議会の場でいろんな意見が出たということで、調整案という形で7月22日の第6回協議会で調整の案が出されたわけであります。その間におきまして、それぞれ専門部会とか幹事会、また我々首長の会におきましてもいろいろ調整をした結果、こういう形の案が提案をされておりますし、我々といたしましては、この案に基づきまして町内の集落説明会等もいたしたところでございますけれども、皆さんの中からいろんな意見はございましたが、最終的には郡山町といたしましては、現在提案をされております案でいいんじゃないかというふうな形で大方の皆さんのご了解をいただきましたので、郡山町といたしましては今提案をされております案に賛成でございます。

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、吉田も一言。

○米満委員 先ほど隣の福石委員の方から一通り説明はございましたけれども、この案には吉田町としてはもちろん賛成でございますが、経過でございますが、住民懇話会あるいは各地域の説明会とかというもろもろではある程度の決定的な方向性は見られておりますが、議会の特別委員会としましては、大事な問題であるから、もう一度これを持ち帰って住民のアンケート調査を再度とってからでもいいんじゃないかということで今進んでおるところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 福石委員、どうも済みませんでした。さっきせっかくおっしゃっていただいて、失礼しました。

それぞれ4町からありましたが、追立委員、どうですか。

○追立委員 私の方は、この場で多数決という形で決められればそのまま報告、もしくはもう一度議会に持ち帰って説得なり、それから3案の検討。方向性としましたら、今、議長が説明されるように、喜入町も多分2番あたりになるのかなという気はしますが、ここで私としましては、調査特別委員会の立場では、今ここで決めるということであれば私の場合は反対せざるを得ないと。

○宮廻委員 せっかくこれまでいろいろ議論してきて、喜入町を除いてほぼ合意に達したわけですが、喜入町の件についても、もう一度持ち帰って、この場の協議会の雰囲気は今まで議論された組織とかそういうところに委員の方から言われて、ちょっと説得も含めて何とかこういう線で合意できるようにご努力いただいたらどうでしょうかね。

○赤崎議長 ありがとうございます。

鹿児島市はいいですか、特にありませんか。ありますか。

○ふじた委員 この問題につきましては、今いろいろ議論が出ておりますように、さまざまな問題があるかというふうに思っています。喜入の場合、特別委員会での論議がそういう結果になったということで、その結果を発表せざるを得ないという追立委員の立場というのは大変よくわかるんですけれども、私どもの市議会でも当初はやはり事務局側が提示をした鹿児島市の現行の制度でやるべきではないかという意見もあったんですけれども、いろいろ論議をした結果、頭に「喜入」なり「吉田」なりをつけることもやはり考慮すべきではないかということでもとまってきた経過もあります。

そういう意味では、先ほど来、会長もおっしゃっていらっしゃるように、我々もかなり配慮しながらこのことについてはやってきたということだけはぜひご理解をいただいて、追立委員の立場としてはここで直ちに意見を変えるわけにいかないでしょうから、今、宮廻先生からありましたように、ぜひ持ち帰りをいただいて前向きに結論を出していただければありがたいというふうに思います。

○追立委員 努力します。

○赤崎議長 それでは、お諮りをいたしますが、吉田の方は最終的には住民説明会なりそういうものを通して再確認はするけれども、原則として賛成、ほかの3町は原案どおりということでございました。追立委員の方からもう1回、やはり議会の特別委員会の議を背中に背負ってきているので、ひとつ報告をし、そして特別委員会も納得をした上ですっきりした形でいきたいと、いわば全会一致でいきたいとそういうお気持ちのようでございますし、共通の宮廻委員の方からそういうアドバイスもいただきましたので、きょうのところはこの議案についての決定を行わずに次に延ばして、喜入の方で所要の対応をしていただいた上で次の当協議会で決定をすると、そういうことでまいりたいと思いますが、皆様方よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのような取り扱いをさせていただきたいと存じます。

## 第29号議案 上・下水道事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 続きまして、第29号議案「上・下水道事業の取扱いについて」を議題いたします。



資料の４ページをお開きいただきたいと存じます。

この議案につきましては、前々回の第５回合併協議会で提案をいたしてありまして、第６回合併協議会におきまして再度継続協議の扱いとなったものでございます。前回の第６回協議会におきまして、委員から、鹿児島市の水道料金は高いのではないかという旨の発言がございましたが、まずここで実態がどうなっているのか、まずそこからひとつ事務局の方で説明をしてもらいたいと思います。

○森 水道専門部会長 お手元にお配りしております「水道料金比較表」についてご説明を申し上げます。

この表は、一般家庭用の口径１３ミリメートル、使用水量が１カ月２０立方メートルの場合の水道料金につきまして、１４年４月１日現在で九州県都市及び中核市について比較いたしましたものでございます。

まず上の表でございますが、九州県都市の状況でございます。

鹿児島市の水道料金は２，３５０円でございます。九州県都８都市中では宮崎市に次いで安い方から２番目となっております。ちなみに、一番高い長崎市と比べますと１，８５５円も安く、また８都市平均では２，８４１円でございます。本市はこの平均と比べましても４９１円安くなっている状況でございます。

次に下の表でございますが、これは中核市３０都市の状況でございます。

この中核市３０都市におきまして、本市は安い方から１１番目となっております。中核市の平均２，４４５円と比べましても、本市は９５円安くなっている状況でございます。

以上でございます。

○赤崎議長 鹿児島市の水道料金の実態を九州の県庁所在地の都市８都市、それから全国の中核市３０都市と比較をしながらご説明申し上げましたが、何か今の説明にご質問等がございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

○山元委員 上・下水道の取扱いに対しまして、いろいろと私ども質問・意見等も出してお伺いもしたところですが、料金についてはただいまこの資料で大體理解もできたわけなんです。ただ、私たちの特別委員会で大きく問題になった、上・下水道を公営企業でやっている関係で、その問題についていろいろと議会から意見等がございまして、それを桜島町議会の意見としてまとめたわけでございます。

これについて、地方公営企業法の第２１条でございますが、料金の部で、「地方公共団

体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる」となっておりますね。

「前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」。本条は、地方公営企業の料金に関する規定であるし、第1項で料金徴収の根拠を定めるとともに、第2項では料金のあり方についての基本原則を定めておるわけです。地方公営企業の料金の原則としては、「公正妥当なものであること」ということと「原価主義に基づくものであること」、それに「企業の健全な運営を確保するに足りるものであること」の2つが定められております。

今回、鹿児島市に合併するとした場合、市の水道料金に統合することに協議が進められておりますが、本町は、簡易水道事業を設置して、事業の財務に関し地方公営企業法の一部の規定を適用しているわけです。料金の決定基準は公正妥当なものでなければならぬとされていることから、企業として、その料金によって原価を償い、生産を継続していけるものであり、同時に利用者としては料金にふさわしいサービスなり財貨なりの提供を受けるといふ、両者の間に調和のとれた料金が公正妥当なものだということができるわけでございます。

次に、料金は原価を基礎にしたものでなければならないということでありまして、いわゆる原価主義の原則である。このような観点に立って、今回の水道料金の決定に当たって法21条の趣旨を検討されたのか、まずお伺いいたしたいと思っております。

なおまた、合併後において現鹿児島市の水道を桜島町民は飲むということは考えられないことから、鹿児島市の料金ではなく、いわゆる原価主義に基づく現行桜島町の料金であるべきとこういふふう思うわけですが、これについても議会でも相当な議論が交わされた結果でございます。考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○森 水道専門部会長 料金の考え方につきましてお質してございますが、前回の鹿児島地区合併協議会の協議を受けまして、8月12日に改めまして水道専門部会を開催いたしております。その中で、水道料金の統一の前提となります簡易水道事業の上水道事業への統合の点、次に水道料金を鹿児島市料金に統合することの2点につきまして、1市5町の間で改めて整理・検討いたしておりますので、その考え方をご説明させていただきます。

まず、簡易水道事業の上水道事業への統合につきましては、まず第1点でございますが、水道事業について、今後収益が伸びない中で維持管理の時代を迎え、施設の改築・改良等の大規模な投資が必要になっても、そのための財政基盤や技術者の確保がますます困難な

状況になるとして、経営基盤の強化のため水道事業の広域化が必要とされていること。2といたしまして、厚生労働省は、平成14年4月の改正水道法の施行に関連して、水道事業の一本化に当たっては水道施設の連結を必要条件としていないこと、また水道の広域化による管理体制の強化を図ることについて通知していること。3、特に近年水道事業においては、水源地等の老朽化した水道施設の更新やクリプトスポリジウム対策など厳しくなる水質基準への対応などが大きな課題となっており、このようなことから、事業の統合・広域化による経営基盤の強化が求められている状況であること。以上の状況から、水道事業を取り巻く厳しい経営関係を考慮すると、速やかな事業統合を行うことが必要であると整理・確認いたしましたところでございます。

次に、お質しの水道料金の件についてでございますが、水道料金につきましては、地方公営企業法第21条で、料金は公正妥当なものでなければならないこと、また、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないこととされておりますのは、委員のおっしゃるとおりでございます。また、さらに同様なことは、水道法第14条におきましても、能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし公正妥当なものであること、また、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないことなどが規定されているところでございます。

このようなことから、これらを踏まえまして、水道料金を鹿児島市料金に統合することにつきまして水道専門部会におきましては、その1といたしまして、料金は公正妥当なものとされておりますことから、合併により同一自治体の住民となる利用者に対し、公正・平等なサービス、取り扱いをするべきであること。2番目に、また、料金は能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とするものとされており、個々の施設運営に係る原価でなく事業全体の原価とされている。合併後は事業統合による効率的な経営を行うとともに、市民の一体性の確保を図り、また負担の公平性の原則により同一の料金とすべきであること。3番目といたしまして、現在、各町におきましてもそれぞれ複数の簡易水道を運営しているが、簡易水道ごとの料金設定とせず、町で統一した料金としていること。ちなみに桜島町で申し上げますと、北部、中央、赤水地区の3簡易水道を運営されておりますが、料金は一本化されております。4番目といたしまして、現在、1市5町については、それぞれ一般会計繰出金の状況、基金積立金の状況、料金体系が異なっており、合併後は速やかに制度運用についても統合を図らなければ使用者に公平・適切なサービスの提供ができないこと。このようなことから、水道事業の統合において料金については、事業規模が大

きく、既に公営企業として水道事業を運営している鹿児島市の料金制度に統合するものとしたものでございます。

以上の考え方について、1市5町の考え方として整理・確認いたしましたところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 山元委員、おたくもそうでしょうけれども、水道料金というのは数ある公共料金の中で最も全住民に、しかも毎日毎日関係のある公共料金で、一番身近で大事な公共料金ですから、これはもう議会で慎重な上にも慎重な審議をいただいて決めているわけです。

また、これについては中期財政計画を立てて、そして将来効率化のできる点は何と何かということも盛り込みながら、その中期財政計画に基づいて議会に提案をしています。それからそれを立てる前には、市民代表から成る経営審議会というのをつくっておりますので、経営審議会に諮って、「こういう案で議会に提案をしたいと思いますが、市民の立場からよろしゅうございますか」ということを経営審議会に諮って、そして経営審議会の了承を得てやっておりますし、そしてまた議会は、地域財政計画なり、あるいは資金計画なり、そういうものから考えて、少しでも安く設定をすべきというのがやっぱり議会としての立場でありますので、修正もしていただいていることもありますし、そしてまた人員削減とかそういうことについての議会からの要請もいただきながらやって、我々としては、高いか低いかはそれぞれ見方がありますけれども、料金としての公平性、低廉性ということについては最大の努力をしていると、このことはやっぱり理解をしていただかないといけないことだと思っております。

それから、先ほど森専門部会長が少し触れましたけれども、鹿児島市においても、万之瀬川からの導水もあります、甲突川からの導水もあります、そしてまた地下水を水源にする水道もある。それぞれコストは違うんです。コストは違いますが、鹿児島市水道として全体としてそれをプールしてやると。そうしないと、万之瀬の水を飲む人の料金は立米幾ら、甲突川の水を飲む人は立米幾らと、いろんなものが出ますから、それはまた公営企業法から見てもおかしいのでやっているわけで、それはやっぱり一緒にやっっていかにゃいかんということがあるわけです。

したがって、そういうこと等をご理解をいただいて、高いか安いかはそれは先ほど説明いたしました、それでもなお高いぞということであればそれはそれとしてお考えいただ

いても結構ですけれども、少なくとも公正で最も安い、我々から考えて最も安い方向での料金設定をしていると、そのことはひとつやっぱりご理解をいただいた上でご議論をいただきたいと思っております。

○山元委員 この計画案というのは、やはり1市5町合併した場合の大体62万都市に向けての施策だと、こういうふうに私、理解するわけで、いろいろな角度から検討されて、議長の方で言われる妥当な価格が提示されているということで理解はいたします。けれども、非常にこの問題は住民にとっては直接生活に関係のあることでいろいろと意見等もいただくわけございまして、こうして議会の意見として申し上げているわけですが、最後に、統合した場合に使用料の収入は増額となるわけですが、経費面においては事務処理の統合などによって削減される方向であると思われまして。というのは、合併後、将来において使用料の値上げというのはないと考えてよろしいでしょうか、これをお聞きいたしたいと思っております。

以上でございます。

○赤崎議長 今回の合併によって5町の簡易水道を統合すると。それは給水人口全体から見ると、比率から見ると、今の水道局の経営に直接大きなプラスマイナスの影響を及ぼすものではないというのが第1点でございます。また、水道料金によっても、桜島は今の鹿児島市の水道料金より安いわけですが、今の鹿児島市の水道料金よりも高いところもあるわけですね、5町の中には。だから、そういうプラスマイナスもあるわけですが、その辺はやはりひとつ理解していただきたい。

それから、今度開かれる9月議会に私の方から平成14年度の決算議案を提案をすることにしております。一般会計、特別会計、それから交通・水道・病院、企業会計すべて決算議案を提案をすることにいたしておりますが、平成14年度の決算を見ると、まだ議会に正式に提案しておりませんので、額はここで申し上げるわけにはいきませんが、ある程度の黒字だと。だから、私どもとしては黒字がずっと黒字であれば値上げをする必要はない。そしてまた赤字になっても、これを消す努力をもっとできないのか、あるいは将来にわたってさらに赤字が増えていくのか、そしてまた資金計画がマイナスになるのかどうか、そういうものを見て、先ほど申し上げたように、ぎりぎりの立場でやっぱり議会に提案をするということをしております。

それから一方では、経済が悪くなると水の使用料は少なくなる、あるいはいろんなことで人口が思うとおり増えない。そういう状況等を見ると、水の使用というものも必ずしも

今までどおり右肩上がりで増えていかないということ、そのことがまた経営に影響を及ぼすこともあるわけですし、もう将来の見通しは立ちませんので、今のご質問、「値上げしないのか」ということについてはお答えができないということです。先ほど申し上げたように、公共料金の中の最も市民に身近で大事な公共料金ですから、可能な限り上げないように上げないようにという努力はしていかなければいけないということでございます。

よろしゅうございますか、山元委員。

○山元委員 はい。

○赤崎議長 ほかの方は何かありませんか。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、山元委員からいろいろご意見をいただきましたが、ここでお諮りを申し上げたいと存じますが、上・下水道事業の取扱いにつきましては、第5回からの継続議案でもありますので、ここで決定をしたいと思いますが、第29号議案「上・下水道事業の取扱いについて」は、原案どおり決定をするということではよろしゅうございませうでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第29号議案「上・下水道事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

#### 第34号議案 地域福祉事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第34号議案「地域福祉事業の取扱いについて」を議題といたします。資料の5ページをお開きいただきたいと存じます。

この議案につきましては議案関係資料の修正についての報告がございますので、このことについて事務局からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 議案関係資料の方の34号議案関係資料、地域福祉事業の取扱いについてでございますが、(24)-2ページでございます。

項目は、一番上の地域福祉センター管理運営事業、修正箇所につきましては、吉田町の現況のところでございます。「(1)内容」がございますが、黒ポツが3つございます。その2つ目の黒ポツで「利用料 有料」という表示をいたしておりますが、この左側の方

の「利用料」が「使用料」の誤りでございましたので、「利用料」を「使用料」にご訂正方をお願いを申し上げます。大変申しわけございません。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま第34号議案関係の資料の修正についてのご説明を申し上げましたが、この修正につきましてはよろしくをお願いを申し上げたいと存じます。

この議案は第6回の合併協議会で提案をいたしまして、各委員それぞれご検討をいただいていると思いますが、何かご意見等ございましたらお願いをいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

○長田委員 34号議案については原案に賛成であります。この34号議案も含めてこれから議題となります41号議案までの議案8件にかかわりのある意見が特別委員会の中で出されておりますので、この際、8件の議案に対する総括的な意見ということで、大変恐縮ですが、申し上げさせていただきたいと思っております。

これら8件の議案の中で、鹿児島市の制度に一元化することによって、所得制限が設けられたり、または制度自体が廃止されることなどによりまして、5町の住民の中でこれまで対象となっていた方が制度の対象とならなくなる事業等については、今後においては配慮が必要ではないかということが意見として出されておりますので、原案には賛成でございますけれども、そういうご意見があったということをし添えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、ほかになればお諮りを申し上げたいと存じますが、第34号議案「地域福祉事業の取扱いについて」は、原案どおり決定をすることによろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第34号議案「地域福祉事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

### 第35号議案 介護保険事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第35号議案「介護保険事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料は、6ページでございます。

なお、この議案につきましても前回の第6回合併協議会で提案をいたしてありまして、各委員においてそれぞれご検討をいただいていると思いますが、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

よろしゅうございますか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りを申し上げます。

第35号議案「介護保険事業の取扱いについて」は、原案どおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第35号議案「介護保険事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

#### 第36号議案 児童福祉事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第36号議案「児童福祉事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料の7ページをお開きいただきたいと存じます。

なお、この議案につきましても前回の第6回合併協議会で提案をいたしてありまして、各委員におかれてはそれぞれご検討いただいていると思いますが、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第36号議案「児童福祉事業の取扱いについて」は、原案どおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第36号議案「児童福祉事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。



第37号議案 高齢者福祉事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第37号議案「高齢者福祉事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料は、8ページでございます。お開きをいただきたいと存じます。

この議案につきましては、議案関係資料の修正について事務局からまずご説明を申し上げますので、お聞き取りをいただきたいと存じます。

○成清事務局長 たびたびの修正で申しわけございません。

第37号議案関係資料、高齢者福祉事業の取扱いについての（27）-25ページでございますが、松元町の現況の欄でございます。

一番下の方の「（助成額）」のところで「60万円以上対象経費があった場合」云々というところがございますが、この金額の「60万円」のところが「30万円」ということでございます。2点目は、その下に補助率が「3分の1」と書いてありますが、これが「3分の2」が正しいでございますので、「60万円」を「30万円」に、そして「3分の1」を「3分の2」に訂正方をお願いを申し上げます。

よろしく願いいたします。

○赤崎議長 ただいま議案の修正についてのご説明を申し上げましたが、このことについて何かご質問ありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

○山元委員 この37号議案について特別委員会で特に意見として出たわけでございますが、その意見を申し上げたいと思います。

37号議案の高齢者福祉事業の取扱いでございますけれども、優待入浴券交付事業は、合併する年度は現行どおりとし、翌年度に廃止する調整方針であります。本町白浜温泉センター、レインボー桜島温泉の一般風呂においては、65歳以上69歳以下は半額で入浴できるわけでございます。市に統合後もその点を料金設定の中で老人福祉対策として現行どおり進めるべきではないのか、また、増収と福祉の向上につながり、金のかかることでもない。したがって、65歳以上半額制度は残すべきであると思いますが、考え方を聞かせいただきたいと思います。

○松木園健康福祉専門部会長 桜島白浜温泉センターの使用料の取り扱いについてでございますが、この件につきましては、センターそのものの調整方針とともに、現在、専門部会で各面から検討いたしておりますので、次回以降の法定協に議案として提案させていた

だくことになろうかと思っております。

○赤崎議長 この37号議案には入っていないんですか。

○松木園健康福祉専門部会長 失礼しました。使用料の取り扱いにつきましては今後の議案となりますが、それとともに本体のセンターの取り扱いも今後一緒にということでございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○山元委員 わかりました。

○多丸委員 37号議案の28番、生きがい対応型デイサービス事業についてお伺いをいたします。

現在の利用回数が、5町は週1回であります。鹿児島市は2週間に1回実施をされております。本町では介護認定以外39名の方が利用をされており、非常に楽しみにされているのが実情でございます。この事業につきましても市の制度に統合するということになっておりますが、サービスが低下しないように利用回数を週1回にするよう検討、調整はされないものか、お伺いをいたします。

○馬原健康福祉専門部会委員 生きがい対応型デイサービス事業につきましては、本市におきましては、介護保険制度に移行した時点で、こういったデイサービス関係は基本的に介護保険事業の中で取り扱われるという考え方のもとに、平成12年度からこの制度を変更いたしまして、11年度までに利用されていた方だけに限って2週間に1回利用していただくという制度に改めたわけでございます。

生きがい事業と申しますと、本市の中ではいろんな事業を実施をいたしております。デイサービス事業よりもさらに充実をさせる必要があるという考え方のもとで取り組んでおります。

その具体的な例を2、3申し上げますと、1つは、保健所が実施をいたしております「お達者クラブ」というのがございます。これはほかの町でも実施をされているところがおありかと思えますけれども、これにつきましては平成14年度ではもう187カ所、3,722回というこういった多数の回数を実施をされておまして、約5万人の方が利用されております。そしてその中身も、スポーツ・レクリエーション等に限らず、介護予防事業、生活支援事業、いろんな取り組みがやられておまして、大変健康づくりに役立っているところでございます。

それからもう1つは、地域の高齢者の皆さんと子供さん方、そういった皆さんが地域で

いろいろな事業を通じてふれあいをしていただくということで、「地域ふれあい交流助成事業」というのも実施をいたしております、これにつきましても、それぞれの町内会や老人クラブ、あいごクラブ、いろんなところから利用がされておまして、14年度では118団体、151事業の利用があったところでございます。

それからもう1つ申し上げますと、これもそれぞれの地域で実施をされております「ふれあい会食事業」というのを実施いたしておりますが、これもそれぞれの地域のボランティアの皆さんが引きこもりがちな高齢者の皆さん等をいろんな集会所等に一緒に誘い合せて、そこで会食をとりながらいろんなレクリエーションをしたり健康体操をしたりといった、そういったいろんな取り組みをやっているわけでございます。

こういったことを通じて、生きがいデイサービス事業に勝る効果が出てきているというふうに考えているところでございまして、今後におきましても、5町の皆さんに対してもこういった事業が実際展開されることから、これまでどおり2週間に1回のデイサービスであっても、今までより勝ることはあれ劣ることはない対策ができていくものというふうに考えているところでございます。

○赤崎議長 いかがですか、よろしゅうございますか。自信を持って答えておったようですが。

割と鹿児島市は高齢者福祉は、今度、私も5町と比較をしてみましたけれども、非常に充実をしている面がありますから。今申し上げたような例えばお達者クラブは、できるだけ地域の皆さんが独自でやっていただくことに意義があるということでやっていただいておりますけれども、ふれあい会食とかそういうものについてはやっぱり市の予算を使いながらやっておりますので、そういう意味ではやりやすい事業として受け入れていただけるのではないのかなと思っております。

よろしゅうございますか、多丸委員。

○多丸委員 はい。

○赤崎議長 ほかの皆様方はいかが。

○福石委員 (27) - 10ページの12というところに、長寿者祝金支給事業「敬老の日」祝事業という項目がございまして、これについては各市町それぞれ高齢者に対する祝金が支給されることは載っておりますけれども、この敬老の日に祝賀会をしているわけですが、吉田町では毎年この日に祝賀会を行っております。町としても、吉田町に5校区ありますれば、1校区に平等割として経費を3万円ずつ支給し、そして人員割、1人当たり

650円を計算し、本年度も1,750人という計画をされておりました、総額130万円ぐらいの予算で祝賀会をすることにもなっておりますけれども、このことについて専門部会ではお話は出なかったものか。また、このことについて何も触れられておりませんけど、今後何か対応をする問題等はないものかお伺いをいたします。

○馬原健康福祉専門部会委員 今ご指摘がございましたのは、12番の長寿者祝金支給事業「敬老の日」祝事業ということでご指摘をいただいたところでございますが、その前のページ、番号9の高齢者祝賀事業というのがございますけれども、この中で喜入町、松元町さんで具体的な祝賀行事をとり行われているわけでございますが、こういった形でそれぞれの地域で実施されている事業につきましては、基本的に地域性を考慮しながら実施をしていきたいということでございますので、そういった考え方のもとで今ご指摘いただいたことも考えていただければいいんじゃないかと思えます。

以上でございます。

○赤崎議長 福石委員、よろしいですか。

○福石委員 はい、わかりました。

○赤崎議長 ほかはございませんか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたしたいと存じますが、第37号議案「高齢者福祉事業の取扱いについて」は、原案どおり決定をするということでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第37号議案「高齢者福祉事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

#### 第38号議案 障害者福祉事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第38号議案「障害者福祉事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料は9ページでございます。

この議案につきましても、議案関係資料の修正について事務局の方から報告を申し上げますので、お聞き取りをいただきたいと存じます。

○成清事務局長 38号議案関係資料の(28)-13ページでございます。

項目22のところでございますが、松元町の現況の欄の一部修正でございます。

2段落の後段部分の金額が入った部分でございますが、「60万円と対象経費のいずれか」云々という項目がございますが、この「60万円」は「30万円」が正しゅうございますので、「60万円」を「30万円」への修正、それから補助率の「3分の1」のところは、「3分の2」が正しゅうございますので、「3分の1」を「3分の2」にご訂正をお願いを申し上げます。大変申しわけございません。

○赤崎議長 どうもたびたびの修正で恐縮に存じますが、ご了承をお願い申し上げておきたいと存じます。

それでは、この議案につきましても前回の第6回合併協議会で提案をいたしまして、各委員におかれてはそれぞれご検討いただいていると思いますが、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○追立委員 38号議案については賛成です。ただ、身障者についてこれ以上負担がかからないように努力していただきたいということと、暫定措置、そういうものが考えられるならそのように要請しておいてくれということでしたので、ひとつ。

○赤崎議長 追立委員、特に答弁は要りませんか。

○追立委員 はい。

○赤崎議長 今、追立委員から、できればというご要望がございました。それはまた後日のことといたしまして、本日のこの議案についてはほかに何かございませんか。

○長田委員 38号議案障害者福祉事業の取扱いについては原案に賛成でございますが、少しご指摘等を申し上げたいと思うんですが、吉田町の町内巡回バスの割引券交付事業は、本市の友愛バス制度との関係で、「友愛特別乗車証交付事業の実施までは現行どおりとする」との調整方針が示されておりますが、友愛バスと密接に関係のある敬老バスとすこやか入浴事業については、次回以降に調整すると提案されているにもかかわらず、この制度に関連する文言が出てきているという点では問題があるのではないかということをご指摘をしておきたいと思えます。

また、調整項目の中に、施設の建設費及び運営に係る負担金が支出されていたものを合併する翌年度に廃止するという調整方針が示されております。この負担に至った経過などを踏まえすと、負担を新市で引き継ぐことは新たな問題も惹起すると思われれます。このことは、該当の町で合併までの間に整理されるということでもありますので、そのような方向

で調整が行われることを強く要請を申し上げておきます。

以上です。

○赤崎議長 答弁が要りますか、答弁はいいですか。

○長田委員 はい。

○赤崎議長 そのほか何か。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたしたいと存じます。

第38号議案「障害者福祉事業の取扱いについて」は、原案どおり決定をするということによろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第38号議案「障害者福祉事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

#### 第39号議案 生活保護事業等の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第39号議案生活保護事業等の取扱いについてを議題といたします。

資料は10ページでございます。

なお、この議案につきましても、前回の第6回合併協議会でご提案をいたし、各委員におかれてはそれぞれご検討いただいていると思いますが、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第39号議案「生活保護事業等の取扱いについて」は、原案どおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第39号議案「生活保護事業等の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第40号議案 健康づくり事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第40号議案「健康づくり事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

この議案につきましても、前回の第6回合併協議会で提案をいたしまして、各委員におかれましてはそれぞれご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

特にございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第40号議案「健康づくり事業の取扱いについて」は、原案どおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第40号議案「健康づくり事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第41号議案 保健衛生事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、継続協議となっております最後の議案でございますが、第41号議案「保健衛生事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料は12ページをお開きください。

この議案につきましても、議案関係資料の修正があるそうでございますので、まず事務局の方からご報告を申し上げます。

○成清事務局長 たびたび申しわけございません。

保健衛生事業の議案関係資料の(31)-29ページでございます。

上から3段目の項目19、子どもすこやか安心ねっと事業の課題の欄でございます。課題に4行表記いたしておりますが、2行目の「鹿児島市のみ」というふうに表記をいたしておりますが、これは、「鹿児島市及び吉田町のみ」と「吉田町」が入るところを抜かしております。大変申しわけございません。「鹿児島市及び吉田町のみ」というふうにご

訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○赤崎議長 吉田町の皆さん、どうも済みませんでした。

それでは、修正につきましては、以上ご了承をお願い申し上げます。

さて、この議案につきましては、前回の第6回合併協議会で提案をしております、委員におかれましてそれぞれご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いを申し上げます。

○多丸委員 調査特別委員会では原案に賛成であります、2点についてお伺いをいたします。

1点目は、合併後、5町の保健センターは保健センター業務を行う施設として引き継ぐことになっていますが、どのような業務が該当するのか。また、5町の保健センターに専門職を配置されるものかどうか。これが1点目です。

2点目は、本町では、さまざまな検診、予防接種等については保健センターで実施しております。特に母子、高齢者等を考慮して、また住民の利便性も考慮しながら、今後、合併後も保健センターで実施できるように検討されているものかどうか。以上2点についてお伺いをいたします。

○折田健康福祉専門部会委員 ただいま保健センターについて、合併後は保健センター業務を行う施設として引き継ぐということについてでございますが、保健センターで母子保健でありますとかあるいは検診でありますとかあるいは栄養教室的なもの、いろいろな事業が実際に行われておりますので、そういったものを実施する場所としてこれはぜひ継続して引き継ぎたいということでございます。

なお、そういった業務を行いますともう当然、保健師等の人員が必要になりますが、現在、組織あるいは職員の配置数等についてはまた別の議論があるんだろうと思いますが、私どもとしてはそういった業務ができる体制をとっていただくようお願いをしていきたいと思っております。

保健センターの業務につきましては、先ほど言いましたように各種のものが行われておりますので、できるだけ会場として使用する。現在、保健センターで母子保健の業務が行われております、あるいは公民館等を使用されていると、各町でのそれぞれの事情がございますので、その辺は十分現状を勘案して事業の計画をつくっていききたいというふうに考えております。



○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○多丸委員 はい。

○赤崎議長 ほかに何か。

○坂口委員 15項の上から5番目でございます、5歳児歯科健診についてお尋ねをしますが、現在、郡山町だけが実施されているようでございますけれども、以前は松元町の方もこれを実施していたようでありますけれども、幼稚園あるいは保育園等で5歳児については健診をしたということだったんですが、受診者が少なくなって今は廃止されているんですけれども、今後、合併した後はこのような検討をなされる余地はないのかお伺いします。

○折田健康福祉専門部会委員 5歳児等の健診につきましては、鹿児島市においては就学前の健診でありますとか、ただいまのお話のように、幼稚園あるいは保育所での健診等が行われているわけでございますので、そちらの方でこの部分については対応することとしたいという考え方でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○坂口委員 はい。

○赤崎議長 ほかは。

○長田委員 41号議案も原案に賛成でございますが、調整項目の中の精神障害者小規模作業所の運営に係る負担金につきまして少し申し上げたいと思うんですが、今回、鹿児島市の制度を適用をし、統合することに伴い、当該町で合併に合わせて整理するという意向が示されたというふうに伺っているところですが、負担金のこれまでの経過と、通所されている方が現実にお一人おられる現状を踏まえると、当該町におかれましては、負担金の整理とあわせて、ぜひ通所者の意向を聞かれる中で適切な対応をされますように謹んで要請をしておきたいと思えます。

以上でございます。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ほかはございませんか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたしたいと存じます。

第41号議案「保健衛生事業の取扱いについて」は、原案どおり決定するということですのでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第41号議案「保健衛生事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

#### 第42号議案 交通関係事業の取扱いについて

○赤崎議長 さて、ここからは当協議会に今回初めて提案をする議案でございます。

まず、第42号議案「交通関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 議案の13ページをお開きいただきます。

第42号議案交通関係事業の取扱いについて。

交通関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

5項目ございます。

1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。

2 コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行うこととする。

3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。

4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。

5 桜島町交通事業（フェリー事業）については、地方公営企業法の規定の全部適用により、運航するものとする。

次のページは、桜島町営バスの路線図でございますので、参考資料としてごらんいただきたいと思っております。

続きまして横長の議案関係資料、第42号議案関係資料をごらんいただきたいと存じます。

交通関係事業につきましては、表紙をあけていただきますと、コミュニティバスの運行から自動車運送事業料金制度等までの17項目でございます。

あけていただきまして、（32）-2、3ページでございます。

まず、項目1のコミュニティバスは、吉田町、松元町、郡山町で運行されておりまして、路線バスがないなど公共交通の不便な地域におきます地域住民の日常生活を支える交通手段として定着をしておりますことから、現行どおり運行することといたします。

なお、運行サービスにつきましては、合併後の状況を見て、利用ニーズに合った見直しも行ってまいります。

次に、項目2のコミュニティー福祉号の運行とその下の項目3の行政連絡船の運航でございますが、これは桜島町で行っておられる事業でございますが、コミュニティー福祉号は、町の直営で、高齢者、障害者など対象者を限定して運行されておりますが、これを対象者を限定せずに、運行形態の見直しを行い、引き続き実施をしております。

また、現在無料とされている運賃は、町内の路線バスの初乗り運賃、これは110円でございますが、この初乗り運賃と同程度の有料といたしますが、高齢者や障害者に対しては負担軽減を図ることとするものでございます。

行政連絡船は、現行どおり運航することといたしますが、現在町民は無料とされている運賃を、合併後はすべての利用者について有料とし、高齢者や障害者に対しては負担軽減を図ることとするものでございます。

なお、これら2つのサービスは、合併後の利用状況等を勘案して見直しも行ってまいります。

続きまして、次の(32) - 4、5ページでございます。

項目4の乗合自動車乗車料助成でございますが、これは、町内の地域間のバス料金の均衡を図る目的で始められたものでございますが、公共交通機関は、利用者が利用に応じて負担をすることが適当でございますことから、合併時に廃止をしようとするものでございます。

続きまして、項目5の桜島町フェリー事業の事業主体でございますが、現在、地方公営企業法の財務規定を適用して実施をされておりますが、合併後は、地方公営企業法の全部を適用して、設置者とは別に企業管理者を置いた公営企業にしようとするものでございます。

続きまして、項目6の桜島町フェリー事業の優待航送券及び優待乗船券でございますが、特定の地域の特定の利用者だけに助成を行うことは、合併後の市としては不公平な行政サービスを行うこととなりますので、合併時に廃止をしようとするものでございます。

続きまして、項目7の自動車航送料助成と、次のページになりますが、項目8の自家用

自動車通勤費助成につきましても、同様の理由により合併時に廃止をしようとするものでございますが、桜島フェリーは、桜島に居住される人々にとりまして通勤・通学・通院等の生活路線でございまして、これまでの助成制度の廃止は住民生活に大きな変化を及ぼすものでございます。したがって、これまでの両制度の経過を踏まえまして、廃止に伴う対応策としましては、合併時までにはフェリー事業としての割引制度の拡充などを検討することとし、このことによりまして利用者負担の軽減が図られることになるものと考えております。

続きまして、(32) - 8、9ページでございます。

ここからは、公営バス事業に関する調整となります。

一番上の項目9の公営バス事業の事業主体でございますが、鹿児島市と桜島町のバス事業は、双方とも地方公営企業法が全部適用されている事業でございます。桜島町のバス事業は、合併時に鹿児島市交通局のバス事業として運営することといたしております。

続きまして、項目10でございますが、桜島町の路線バスの路線・ダイヤは、現行の運行本数と同程度とすることを基本にして、合併時に再編することといたしております。

続きまして、項目11でございますが、桜島町の定期観光バスは、合併時に路線・車両数を再編することといたしております。

続きまして、項目12でございますが、桜島町の貸切バスは、合併時に統合し、鹿児島市交通局で一括管理することといたしております。

続きまして、項目13でございますが、路線バスの普通料金は、桜島町は対キロ区間制のみでございまして、初乗り運賃は大人110円、子供60円とされており、合併後も現行どおりにしようとするものでございます。

次の(32) - 10、11ページでございます。

項目14ですが、路線バスの定期券・回数券につきましては、鹿児島市と桜島町の割引率は同率または鹿児島市の割引率の方が高いことから、合併時に鹿児島市の制度に統合をしようとするものでございます。

次の項目15でございますが、定期観光バスの料金は、先ほど項目11で路線等の再編を行うことを申し上げましたが、その再編に合わせて料金改定をしようとするものでございます。

次の項目16でございますが、貸切バスの料金は、鹿児島市の割引率の幅が広く、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

最後に、項目17でございますが、路線バスの無料乗車券の発行でございますが、特定の地域の特定の利用者のみにも助成を行うことは、合併後の市としては不公平な行政サービスを行うこととなりますので、合併時に廃止をしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 事務局の方から、第42号議案「交通関係事業の取扱いについて」のご説明を申し上げましたが、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

特にございませんか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りを申し上げますが、第42号議案「交通関係事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討をいただいて、次回の協議会で決定をしたいと思っておりますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

#### 第43号議案 女性政策事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第43号議案「女性政策事業の取扱いについて」を議題といたします。議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 議案の15ページでございます。

第43号議案女性政策事業の取扱いについて。

女性政策事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

女性政策事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

また、横長の議案関係資料でございますが、表紙をあけていただきますと、女性政策事業といたしましては、男女共同参画推進懇話会1件でございます。

次のページでございますが、この懇話会につきましては、同種の懇話会は鹿児島市と桜島町にございまして、両者は目的が同じで、鹿児島市の懇話会は特に地域を限定せずに全市的な事項について協議をするものでございます。したがって、合併時に鹿児島市の懇話会に統合をしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 第43号議案「女性政策事業の取扱いについて」のご説明を申し上げましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第43号議案「女性政策事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただいて、次回で決定していただきたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

#### 第44号議案 姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第44号議案「姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 議案の16ページでございます。

第44号議案姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて。

姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

- 1 国際交流員招致事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 青少年の海外派遣等事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 吉田町の全国吉田町交流及び喜入町の姉妹都市については、合併時までに交流先の意向等も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。
- 4 桜島町の友好都市については、合併時までに相手方の意向等も踏まえ、その取扱いを決定するものとするという内容でございます。

また、横長の議案関係資料の44号議案関係資料をごらんいただきたいと存じます。

表紙をあけていただきますと、姉妹都市等、国際・国内交流事業につきましては、国際

交流員招致事業から4番目の姉妹・友好都市まで4項目でございます。

あけていただきまして、(34)-2、3ページでございますが、項目1の国際交流員招致事業でございますが、鹿児島市と桜島町でそれぞれ1名を招致をいたしております。これを合併時には鹿児島市の1名で対応しようとするものでございます。

なお、桜島町で招致されている国際交流員は、本人の希望も伺いながら対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、項目2の青少年の海外派遣等事業でございますが、1市5町がそれぞれ姉妹・友好都市などに小学生から青年まで派遣をいたしております。合併に当たりましては、基本的には鹿児島市が実施をいたしております「青少年の翼事業」に統合をいたしますが、この青少年の翼事業も合併後に見直すことといたします。

また、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町におきます人材育成等基金は、合併時に廃止をし、一般会計に繰り入れようとするものでございます。

一番下の項目3の兄弟都市との交流、これは国内交流でございますが、鹿児島市、吉田町及び喜入町で実施をいたしております。吉田町では全国吉田町交流として、喜入町は沖縄県の与那城町との交流を実施をいたしております。それぞれ相手先が、今般の合併の動きもございまして、合併時までに相手先の意向等も踏まえて、交流の内容について協議を行うことといたします。

なお、鹿児島市の交流は現行どおりといたします。

ページをあけていただきまして、(34)-4、5ページでございます。

項目4の姉妹・友好都市、これは国際交流でございますが、鹿児島市と桜島町で実施をいたしております。

鹿児島市は4つの姉妹・友好都市、桜島町はアメリカ・カリフォルニア州のリボン市と交流を行っております。合併時までに、リボン市の意向等も踏まえまして、取り扱いを決定をしてまいります。

なお、鹿児島市の交流は現行どおりといたします。

以上でございます。

○赤崎議長 第44号議案「姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて」のご説明を申し上げましたが、これに関してご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第44号議案「姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定していただきたいと思います。そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

#### 第45号議案 広聴広報関係事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第45号議案「広聴広報関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 議案の17ページでございます。

第45号議案広聴広報関係事業の取扱いについて。

広聴広報関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

また、横長の議案関係資料の45号議案関係資料をごらんいただきます。

45号議案につきましては、相談事業から点字広報紙及び声の広報の発行までの7項目でございます。

あけていただきまして、(35)-2、3ページでございます。

項目1の相談事業でございますが、上から、市政相談、一般相談、法律相談の3種類がございますが、一般相談と法律相談は5町においては実施をされておられません。また、市政相談につきましても、広聴体制を整えておりますのは鹿児島市のみでございます。調整につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

その下でございますが、項目2の市長への手紙でございますが、鹿児島市、松元町及び郡山町におきまして、同じような目的で実施をされております。調整に当たりましては、鹿児島市の制度を5町にも適用して統合しようとするものでございます。

続きまして、項目3の市政出前トークでございますが、これは、市民と行政の協働を目指しまして、市政についての情報を提供し、市民の意見・提言をお聞きし、それを市政に



反映していこうとする目的で、平成14年5月から鹿児島市で始めた事業でございます。5町の方ではございませんが、この調整といたしましては、合併時にこの制度を5町にも適用しようとするものでございます。

続きまして、項目4の町政説明会でございますが、これは5町の方で実施をされておりますが、実施時期、その対象者が異なっております。これらは合併時に廃止をすることになります。5町の町民の皆様に対する市政の説明につきましては、ただいま上の方で市政出前トークのご説明を申し上げましたが、この制度を十分に活用することによって対応してまいりたいと考えております。

次の(35)-4、5ページをお願いいたします。

項目5の消費生活に関する相談は、鹿児島市は、市が委嘱をした専門の相談員で対応いたしております。一方、5町は、県の消費生活センターやくらしの相談員と連携をとりながら対応をされております。また、消費生活に関する法律相談につきましては、5町では実施をされておられません。調整に当たりましては、合併時に鹿児島市の制度に統合をしようとするものでございます。

あけていただきまして、(35)-6、7ページでございます。

項目6の広報紙につきましては、1市5町それぞれおおむね毎月1回発行いたしております。これは市政の広報紙でございますので、鹿児島市の「市民のひろば」に統合をいたしますが、編集に当たりましては、それぞれの地域性を配慮した紙面づくりを行ってまいります。

最後に、項目7の点字広報紙及び声の広報の発行でございますが、鹿児島市、喜入町、松元町及び郡山町で実施をいたしており、鹿児島市は鹿児島市単独で実施をいたしておりますが、3町はそれぞれ隣接の自治体と共同で発行をいたしております。この調整に当たりましては、合併時に鹿児島市の制度を適用して統合しようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま第45号議案「広聴広報関係事業の取扱いについて」の説明を申し上げましたが、この議案について何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第45号議案「広聴広報関係事業の取扱いについて」は、次回の協議会まで各委員にお

いてそれぞれご検討いただき、次回で決定していただきたいと思いますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

#### 第46号議案 防災・防犯関係事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第46号議案「防災・防犯関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 議案の18ページになります。

第46号議案防災・防犯関係事業の取扱いについて。

防災・防犯関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

1 防災行政無線については、合併時に引き継ぎ、運用するものとする。ただし、設置目的等を踏まえ、更新時に見直しを行うこととする。

2 交通災害共済事業については、合併時に鹿児島市の制度を適用するものとする。

3 防犯灯補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するものとする。

また、横長の議案関係資料の46号議案関係でございますが、表紙をあけていただきますと、防災・防犯関係事業につきましては、防災行政無線から特設防犯灯設置事業まで8項目がございます。

あけていただきまして、(36)-2、3ページでございます。

項目1の防災行政無線でございますが、これは1、2と書いておりますが、同報系と移動系の2種類がございます。それぞれメーカー・周波数等に違いがございますが、すべて鹿児島市が引き継ぎ、消防局の方に遠隔制御器を設置いたしまして、専用回線で接続し、5町の無線を制御・運用しようとするものでございます。また、機器の更新時に、設置目的等を踏まえて見直しを行おうとするものでございます。

なお、既存の集落におきまして新築する家屋に対しては、更新時までは現行どおり設置していこうとするものでございます。

その下の項目2の本岳消防コミュニティセンターでございますが、これは、郡山町が消防庁の補助を受けて設置をしているものでございまして、地域住民の消防防災活動の拠点として活用されております。この施設は、合併時に鹿児島市に引き継ぎ、管理運営は現在本岳自治公民館へ委託されておりますが、これを基本にして、合併時まで調整をいたします。

あけていただきまして、(36) - 4、5ページになります。

項目3の自主防災組織への補助事業でございますが、自主防災組織を結成している町内会あるいは自治公民館等に対する助成制度でございますが、17年度に鹿児島市の制度を5町にも適用し、統合をしようとするものでございます。

その下の項目4の交通災害共済事業でございますが、鹿児島市は単独で実施し、5町は県町村会の交通災害共済制度に加入をいたしております。調整に当たりましては、合併時に鹿児島市の制度を適用し、一元化をしようとするものでございます。

項目5のチャイルドシート購入補助事業でございますが、吉田町と桜島町におきまして、6歳未満児の幼児に対して、チャイルドシートを購入するに当たり1万円を限度に助成をいたしております。鹿児島市とその他の3町では、チャイルドシートは交通安全協会等の無償貸出制度を利用しており、合併後は吉田町及び桜島町もその制度を利用できることから、購入補助制度は合併時に廃止をしようとするものでございます。

一番下の項目6の防犯灯補助事業でございますが、これは設置の補助と電気料補助の2種類でございますが、特に電気料は町内会にとりましては大きな負担となります。したがって、鹿児島市におきましては基準の範囲内で全額補助を行っており、この制度を5町にも適用しようとするものでございます。

次のページになりますが、(36) - 6、7ページ、項目7の防犯灯設置事業でございますが、これは喜入町におきまして町が直接、設置及び維持管理を行っておりまして、先ほどの項目6の防犯灯補助事業とは設置主体に違いがございますので、別の項目にいたしております。

鹿児島市、その他の4町では、町内会等の防犯灯につきましては、町内会等が設置をし、維持管理をいたしておりまして、自主防犯という観点からは、行政は側面から助成を行うことが適当でございますので、喜入町の制度は廃止をし、既に設置済みの防犯灯につきましては、設置されている集落に譲与をしようとするものでございます。

なお、譲与後におきましては、鹿児島市の防犯灯補助事業の適用を受けて維持管理をす

ることになります。

その下の項目 8 の特設防犯灯設置事業でございますが、これは、町内会等と町内会等との間のいわゆる「はざま」に設置をする防犯灯でございますが、郡山町を除く 1 市 4 町で実施をいたしております。鹿児島市と吉田町は、設置は自治体で行い、管理は町内会等で行っております。一方、3 町は、設置及び維持管理まで町の方で行っております。

この特設防犯灯につきましても、一般の防犯灯と同様、維持管理は町内会等が行っていくことが適当でございますことから、17 年度に鹿児島市の制度を適用し、統合をしようとするものでございます。また、設置後は町内会等に譲与することにしようとするものでございます。また、既にもう設置をされているものにつきましては、16 年度に係る自治公民館に譲与をしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 第 46 号議案「防災・防犯関係事業の取扱いについて」の説明が終わりましたが、これに関して何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第 46 号議案「防災・防犯関係事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定していただきたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

#### 第 47 号議案 コミュニティ関係事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第 47 号議案「コミュニティ関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 議案の 19 ページでございます。

第 47 号議案コミュニティ関係事業の取扱いについて。

コミュニティ関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるもの

でございます。

1 町内会・自治公民館等の自治組織については、5町の自治公民館・集落を、合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置付けるものとする。

2 コミュニティ関係事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

3 行政連絡員制度については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の運営方法については、段階的調整を行うものとする。

4 自治組織への運営補助金については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については、段階的調整を行うものとする。

また、横長の議案関係資料の47号議案関係でございますが、表紙をあけていただきまして、コミュニティ関係事業といたしましては、町内会・自治公民館等の自治組織から自治公民館長活動謝礼まで11項目がございます。

あけていただきまして、(37)-2、3ページでございます。

項目1の町内会・自治公民館等の自治組織でございますが、鹿児島市と5町では地域コミュニティの組織が異なっております。鹿児島市は、そこがございますように、地域コミュニティの基礎的団体として単位町内会がございます。もっともこの名称も「〇〇町内会」という呼び方をしていないものも町内会として位置付けをいたしております。また、連合町内会、町内会連絡協議会がございますが、これらと単位町内会との関係は上下に位置付けられたものではございません。一方、5町の方では、鹿児島市の単位町内会に相当するものとしたしまして、「自治公民館」「集落」がございます。さらに、その上部組織として校区公民館等や公民館連絡協議会等がございます。

また、それぞれの性格でございますが、単位町内会と自治公民館の性格も異なっておりまして、鹿児島市の単位町内会は地縁的な組織であるのに対し、自治公民館は地縁団体の性格と社会教育活動を行う団体としての性格をあわせ持っております。

地域コミュニティ組織につきましては、任意の組織でございますが、行政がその位置付け等に関与することは適当ではないのかもしれませんが、一方では、5町の住民の皆さんにとっては、自治公民館が合併によってどうなるのかということに関心が高いところでございます。したがって、最も基礎的な組織である自治公民館・集落につきまして、そ

の位置付けを確認しようとするものでございます。

調整方針のところになります。位置付けといたしましては、5町の自治公民館・集落は、それらの構成や機能が変わるものではございませんで、鹿児島市の単位町内会と同じという意味の同一の組織として位置付けようとするものでございます。

次に、項目2の行政連絡員制度でございますが、行政からの文書の配布については、鹿児島市では郵送や業者に委託する方法で配布をいたしておりますが、5町におきましては、自治公民館・集落ごとに行政連絡員を配置し、行政文書の配布など行政事務の連絡を行っております。行政文書の配布等の方式につきましては、合併後における全市的なバランスを考慮し、鹿児島市の方式を採ろうとするものでございます。

なお、これは、これまでの5町での行政と自治公民館とのつながりが大きく変わるものでございますので、激変緩和措置を導入いたしまして、報酬等につきましては3年間で段階的に減額をし、平成20年度から鹿児島市の制度に合わせていこうとするものでございます。

続きまして、その下の項目3の自治組織への運営補助金でございますが、鹿児島市では町内会活動の財源は、会費、寄附金、市からの活動補助金で賄われておりますが、5町ではこれら以外に行政からの運営補助がなされております。この違いは、行政と自治組織とのつながりの違いによるものでございますが、そもそも自治組織は住民の任意の組織でございます。いわゆる行政の末端組織ではないものでございます。そこで、5町のこの制度につきましては、鹿児島市の制度に合わせようとするものでございます。

なお、この制度の見直しも、これまでの行政と自治公民館とのつながりが大きく変わるものでございますので、激変緩和措置を導入し、補助金の額については3年間で段階的に減額をし、平成20年度から鹿児島市の制度に合わせていこうとするものでございます。

あけていただきまして、(37) - 4、5ページでございます。

項目4の町内会広報活動推進事業でございますが、これは、鹿児島市のほか桜島町、喜入町及び郡山町で実施をされております。補助対象経費等に違いがございますが、多くの補助対象メニューがある鹿児島市の制度を17年度から5町にも適用し、統合をしようとするものでございます。

次の項目5のいきいき地域社会づくり事業でございますが、鹿児島市のほか松元町及び郡山町で類似の事業を実施されておりますが、17年度から鹿児島市の制度を5町にも適用し、統合しようとするものでございます。

なお、鹿児島市の現行の制度は17年度までの事業になっておりますが、その後につきましては検討をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、項目6の町内会集会所建築等補助事業でございますが、桜島町を除く1市4町で実施をいたしておりますが、補助率等が異なっております。これにつきましては、17年度に鹿児島市の制度を5町にも適用し、統合しようとするものでございます。

続きまして、項目7のコミュニティづくりの推進事業でございますが、1市5町でそれぞれ事業内容が異なっております。17年度に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

一番下の項目8の集会場用地の貸付でございますが、鹿児島市、喜入町及び松元町で実施をしておりますが、17年度から鹿児島市の制度を5町にも適用し、統合しようとするものでございます。

なお、貸付料につきましては、算定の方法が異なっておりますので、合併時までには調整をしようとするものでございます。

あけていただきまして、(37)-6、7ページでございます。

項目9の公民館長集落長互助会運営費補助事業でございますが、これは、喜入町の集落長等の退職金の積み立てに対する補助制度でございます。自治組織である集落の位置付けを鹿児島市の町内会と同一に位置付けることから、この制度は17年度に廃止をしようとするものでございます。

次の項目10の集落班運営費補助金でございますが、これは、喜入町の集落のさらに下部組織であります「班」に対する補助制度でございますが、鹿児島市では班に対する補助制度は実施しておりませんことから、17年度に廃止をしようとするものでございます。

最後に、項目11の自治公民館長活動謝礼でございますが、喜入町で行っている自治公民館長に対する謝礼でございますが、これにつきましても17年度に廃止をしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 第47号議案「コミュニティ関係事業の取扱いについて」の説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第47号議案「コミュニティ関係事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回でご決定いただきたいと思いますと思いますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのような取扱いにさせていただきます。

#### 第48号議案 住民サービス窓口業務の取扱いについて

○赤崎議長 次に、最後の議案となりましたが、第48号議案「住民サービス窓口業務の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 議案の20ページでございます。

第48号議案住民サービス窓口業務の取扱いについて。

住民サービス窓口業務の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

1 住民基本台帳事務等の住民サービス窓口業務については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

2 ファクシミリ等による証明交付については、現行どおりとする。

また、横長の議案関係資料の48号議案関係でございますが、表紙をあけていただきまして、住民サービス窓口業務といたしましては、住民票、印鑑証明書の様式から船員法事務まで7項目でございます。

あけていただきまして、(38)-2、3ページでございます。

項目1の住民票、印鑑証明書の様式でございますが、住民票の様式は、鹿児島市と郡山町はBサイズで、その他の4町はAサイズでございます。現在、文書サイズは、民間を含めましてAサイズが主流でありますことから、住民票は、合併時に鹿児島市も含めてA4判にしようとするものでございます。

次に、印鑑証明書の様式は、鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町及び松元町はAサイズ、郡山町はBサイズで発行をされております。これを、合併時に鹿児島市のA5判の様式に統合しようとするものでございます。

続きまして、項目2の自動車臨時運行許可事務でございますが、現在、桜島町が行って



おられません、合併時に桜島町におきましても実施をしようとするものでございます。

続きまして、項目3のファクシミリによる証明交付事務でございますが、これは現在、桜島町におきまして、袴腰フェリーターミナルで町民に対して住民票等を交付されております。この事務は引き続き実施をすることとし、具体的な実施方法につきましては合併時までに調整をしようとするものでございます。

続きまして、項目4の自動交付機の設置でございますが、これは、吉田町牟礼岡におきまして、住民票等を自動交付機により交付されております。この事務も引き続き実施をすることとしようとするものでございます。ただし、税証明の種類等につきましては合併時までに調整をしようとするものでございます。

続きまして、一番下の項目5の日雇健康保険事務でございますが、これは健康保険法に規定されている事務でございます、本来は国が行う事務でございます。しかしながら、社会保険事務所が設置をされていなかったことなどの理由によりまして、国が地域指定をいたしました市町村で行ってまいりました。しかし、現在では、日雇健康保険の対象者も極端に減少してきており、社会保険事務所の設置も進んできていることから、各社会保険事務所でこの事務を行うこととし、合併時に鹿児島市も含めましてこの事務を廃止をしようとするものでございます。

続きまして、あけていただきまして、(38) - 4、5ページでございます。

項目6の出生時のお祝いでございますが、鹿児島市で出生届が提出をされたときに、健やかな成長の記録を残していただくために誕生アルバムを進呈いたしておりますが、合併時にこの制度を5町にも適用しようとするものでございます。

最後に、項目7の船員法事務でございますが、これは、比較的大型船舶の船員の雇入契約等の公認事務などを国の法定受託事務として喜入町で行っておられます。この事務につきましても、合併後も現行どおり実施をしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 第48号議案「住民サービス窓口業務の取扱いについて」の事務局の説明がございましたが、これに関して何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第48号議案「住民サービス窓口業務の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委

員でそれぞれご検討いただき、次回で決定いただきたいと思いますですが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのような取り扱いにさせていただきます。

以上で、議事についてはすべて終わりました。

その他

次回の開催について

○赤崎議長 次に、会議次第4、その他に入ります。

次回の協議会の開催について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 次回の第8回鹿児島地区合併協議会につきましては、10月7日火曜日午後2時から午後5時まで、場所は、かごしま市民福祉プラザ5階大会議室、ここでございますが、ここで開催をする予定でございますのでよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○赤崎議長 それでは、ただいま事務局の方からご説明を申し上げました日程で第8回の合併協議会を開催をするということで、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第8回鹿児島地区合併協議会につきましては、ただいまも申し上げましたように、10月7日火曜日午後2時から午後5時まで、場所は、当かごしま市民福祉プラザ5階大会議室で開催をいたすことをご了承をお願い申し上げます。ぜひひとつ万障繰り合わせてご出席をお願い申し上げます。

以上で、本日予定いたしました会議の案件はすべて終わりました。

この後もう1つ、事務局の方から連絡事項があるそうでございますので、お聞きをいただきたいと存じます。

○黒木事務局次長 毎回同様のお願いをいたしておりますが、本日お配りいたしました資料のうち議案関係資料につきましては、まことに申しわけございませんが、次回の協議会にそれぞれご持参くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○赤崎議長 それでは、そのようにお願いをいたします。

委員の皆様方、何かございませんか。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 共通委員の皆様方、よろしいですか。

[「はい」という者あり]

## 閉 会

○赤崎議長 それでは、ほかになければ、これをもちまして第7回鹿児島地区合併協議会を終わらせていただきます。

当協議会はいつも長時間の審議になりますが、本日も長時間のご審議を賜りまして大変ありがとうございました。皆様方のご協力に心から感謝を申し上げたいと存じます。

以上をもちまして本日の会議を終わりたいと存じます。

ありがとうございました。

午後4時33分閉会